

令和6年度〔ルートイングループ寄附金等活用〕
長野県飛び立て若者奨学金 募集要項

1 応募資格

次の(1)から(5)までの要件を満たす方

- (1) 満16歳に達する年度から満18歳に達する年度までの間に、長野県から児童福祉法第27条第1項第3号及び第33条の6に基づく次のいずれかの措置(第4号において「措置」という。)を受けたことのある方
 - ア 小規模住居型児童養育事業を行う者への委託措置
 - イ 里親への委託措置
 - ウ 児童養護施設への入所措置
 - エ 障害児入所施設への入所措置
 - オ 児童自立支援施設への入所措置
 - カ 児童自立生活援助事業所への委託措置
- (2) 満21歳に達する年度までに次の学校(以下「大学等」という。)に入学した方。ただし、ウの高等専門学校にあっては、高等専門学校の4年次に進級した方
 - ア 大学
 - イ 短期大学
 - ウ 高等専門学校
 - エ 専門学校
 - オ その他高等学校の卒業を入学の要件とする学校で奨学金の支給が適当と知事が認めるもの
- (3) 申請時、大学等の定める学則に規定する正規の在学期間の終期までの期間が1年を超える方。
- (4) 満18歳に達する年度に措置されていなかった者にあつては、申請しようとする日において証明することのできる、保護者の直近の市町村民税所得割が非課税であること
- (5) 長野県医学生修学資金又は長野県看護職員修学資金の貸与を受けない方
(医学部や看護系の学校に進学された方は、まずはこちらの制度の利用を御検討ください。)
- (6) その他長野県が実施する給付型奨学金の給付を受けない方

2 奨学金の額

奨学金 月額5万円※ 入学一時金 10万円

※他の給付型奨学金の受給状況により減額する場合があります。

3 奨学金の給付期間

大学等の定める学則に規定する正規の在学(残)期間に相当する期間

4 奨学金の給付の方法

毎年6月に当該年度の4月分から9月分までを、毎年12月に当該年度の10月分から3月分までをそれぞれ奨学生本人に給付します。

入学一時金については、入学初年度又は高等専門学校4年進級年度の6月の奨学金給付に併せて給付します。

なお、本奨学金は給付型であり、返還義務はありません。

5 応募方法

(1) 提出書類

ア〔ルートイングループ寄附金等活用〕長野県飛び立て若者奨学金給付申請書
(様式第1号)

イ 推薦書(様式第2号)

ウ 在学証明書

エ 1(4)に該当する者は、保護者の市町村民税所得割が非課税であることを証する書類

(2) 提出期限

令和6年(2024年)5月10日(金)(郵送の場合は、当日消印のあるものまで有効)

(3) 提出先

〒380-8570(郵送時住所不要専用番号)

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県県民文化部こども若者局 こども・家庭課 家庭支援係

(4) 提出方法

郵送又は持参

6 審査及び結果通知

選考委員会で意見を聴取した上で選考し、申請者に結果を書面で通知します。

7 奨学金の給付を受けられなくなる場合

奨学金の給付決定を受けた方が、大学等の在学期間中に次のいずれかに該当することになった場合は、その月の翌月(3)及び(6)の場合にあっては、その月以降の奨学金を受けることができなくなります。

(1) 退学したとき

(2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき

(3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき

(4) 死亡したとき

(5) 奨学金の給付を受けることを辞退したとき

(6) 奨学金の給付期間が、大学等の定める正規の在学期間を超えたとき

(7) その他奨学金給付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

8 問合せ先

長野県 県民文化部 こども若者局 こども・家庭課 家庭支援係

電話 026-235-7095

[電子メール kodomo-katei@pref.nagano.lg.jp](mailto:kodomo-katei@pref.nagano.lg.jp)

この奨学金は、ルートイングループの支援をもとに事業を実施しています